

○みなかみ町最低制限価格制度実施要領

平成19年 9月10日

告示第88号

改正 平成20年 6月30日告示第69号

平成23年 3月31日告示第34号

平成26年 7月 1日告示第64号

平成28年 3月11日告示第22号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この要領は、みなかみ町が発注する建設工事の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合の基準及び事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象とする建設工事は、次の各号いずれかに該当する工事とする。

(1) 予定価格が5,000万円以上で一般競争入札に付した建設工事

(2) 前号以外のものであって、町長が必要であると認めた建設工事

(平28告示22・全改)

(最低制限価格の設定)

第3条 予算執行者は、対象工事の入札にあたり、予定価格の他に最低制限価格を定める。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

3 特別なものについては、前項にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内の割合で予算執行者の定める割合を予定価格に乗じて得た金額とすることができる。

(平23告示34・平26告示64・一部改正)

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(不調時の措置)

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした

者がないときは、再度の入札をすることができる。

(平28告示22・一部改正)

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(電磁的方法による入札の特例)

第8条 ぐんま電子入札共同システムによる入札とする場合の手続きその他必要な事項については、別に定めるものとする。

(平28告示22・全改)

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日告示第69号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第34号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日告示第64号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日告示第22号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。